

特許庁委託事業

ヨルダン・ハシエミット王国における  
特許権取得に関する制度概要調査

2016年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

## 目次

第1章 - はじめに.....	4
第1節 - 目的.....	4
第2節 - 統計.....	4
第3節 - 特許審査の未決係属.....	6
第4節 - 特許の期間.....	6
第2章 - 特許登録のための必要条件.....	7
第1節 - 特許の対象.....	7
第2節 - 特許要件.....	8
第3章 - 特許取得の手続き.....	9
第4章 - 特許出願の準備.....	11
第1節 - 言語.....	11
第2節 - 特許出願の構造.....	11
第3節 - クレームを作成する際の留意点.....	11
第4節 - 明細書を作成する際の留意点.....	12
第5節 - 図面を作成する際の留意点.....	12
第6節 - 他の箇所を作成する際の留意点.....	13
第5章 - 特許出願の提出.....	13
第1節 - 出願場所.....	13
第2節 - 優先権主張.....	13
第3節 - 外国出願・パリルート・PCT ルート.....	13
第4節 - 費用および経費.....	14
第5節 - 特許出願に関する法律.....	14
第6章 - 特許審査.....	15

第1節 - 早期審査 .....	15
第2節 - オフィスアクションに対する応答 .....	15
第3節 - 応答の作成 .....	15
第4節 - クレームの認可 .....	15
第5節 - 異議申立手続き .....	16
第6節 - 特許付与 .....	16

## 第 1 章 - はじめに

---

### 第 1 節 - 目的

---

本資料は、ヨルダン特許庁での特許出願および特許取得に関する情報を提供する。

### 第 2 節 - 統計

---

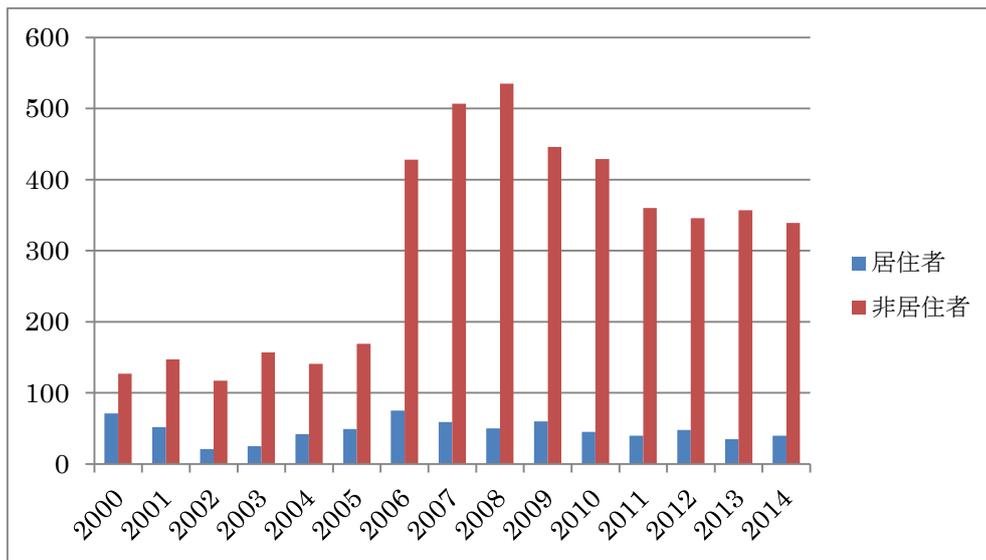
#### A. 出願件数

	居住者	非居住者
2000	71	127
2001	52	147
2002	21	117
2003	25	157
2004	42	141
2005	49	169
2006	75	428
2007	59	507
2008	50	535
2009	60	446
2010	45	429
2011	40	360
2012	48	346
2013	35	357
2014	40	339

1

---

<sup>1</sup> 資料: WIPO 統計データ

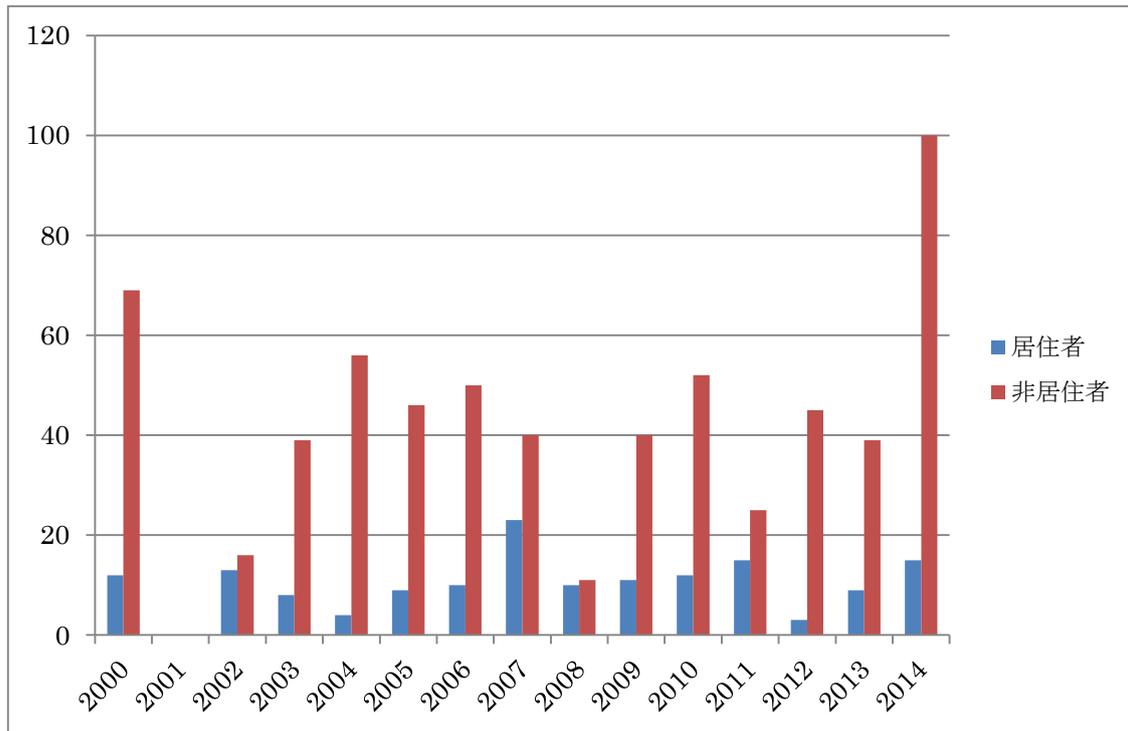


B. 特許登録件数

	居住者	非居住者
2000	12	69
2001	13	16
2002	8	39
2003	4	56
2004	9	46
2005	10	50
2006	23	40
2007	10	11
2008	11	40
2009	12	52
2010	15	25
2011	3	45
2012	9	39
2013	15	100
2014	15	100

<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 資料: WIPO 統計データ



### 第3節 - 特許審査の未決係属

ヨルダン特許出願を審査する係属期間は、居住者が出願を行う場合は1～3年間であり、非居住者が出願を行う場合は2～7年間である。後者の場合、ヨルダン特許庁では最終決断を下す前に他庁で対応する特許出願についての決定を通常待つ。

### 第4節 - 特許の期間

ヨルダンの特許保護期間は願書が提出されてから20年であり、<sup>3</sup> 特許の存続維持をする為には年金を支払う必要がある

<sup>3</sup> GCC 特許法第15条

## 第 2 章 - 特許登録のための必要条件

---

### 第 1 節 - 特許の対象

---

#### A. 装置

ヨルダン特許法の下で、装置は許可されている。

#### B. プロセス / 方法

ヨルダン特許法の下で、方法またはプロセスは許可されている。これらには産業プロセス、コンピュータ実装の方法および製造方法が含まれる。<sup>4</sup>

外科的、治療的または診断処置の方法は、これらの方法に使用される製品とともに、特許の対象から除外される点に留意する必要がある。<sup>5</sup>

#### C. 化学合成物

ヨルダン特許法の下では化合物および合成物を含める化学製品は許可されている。<sup>6</sup>

#### D. 遺伝子配列

ヨルダン特許法の下では遺伝子の配列の保護が認められている。出願人は、出願日前に承認された当局に見本を申請し、その当局の名前、日付および申請数を提供する。<sup>7</sup>

#### E. コンピュータ・プログラム

ヨルダン特許法の下ではコンピュータ・プログラム/ソフトウェア自体の特許性はありません。しかし、コンピュータ実装の方法といった発明は、それが技術的であり、新規性、進歩性および有用性に関する他の特許性基準を満たす場合には、特許性がある。

---

<sup>4</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 2 条

<sup>5</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 4 条

<sup>6</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 36 条(1)

<sup>7</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 8 条(1)(2)

## 第 2 節 - 特許要件

---

### A. 新規性

出願日または優先日以前に世間に書面、口頭または他の様な方法であれ公表されない場合（世界的絶対性のある新規性）は、発明は新規性があるとみなされる。発明が出願の出願日または優先日以前の 1 年以内に明らかになされた場合は、新規性が喪失されることはない。<sup>8</sup>

### B. 発明の進歩性

出願に関する先行技術を考慮し、当該分野における一般的な当業者にとって自明でない場合は、発明は進歩性を有している。

特徴の間での機能的な相互作用が個々の特徴の技術的効果の合計と異なる複合的効果を達成する場合、技術的特徴の組は特徴の組み合わせとして考慮される。つまり、個々の特徴の相互作用は相乗効果を発生する、または、単なる個々の特徴の寄せ集めよりも優れた技術的効果を示さなければならない。そのような相乗効果がない場合は発明の進歩性に十分ではなく単なる特徴の寄せ集めでしかない。

### C. 産業上の利用可能性

発明はいずれかの産業に対して利用可能である必要がある。<sup>9</sup>

### D. 明確性

出願日または優先日の時点で発明を実施する為のベストモードが述べられていて、一般的な当業者が実施できる程度に、発明は十分明確かつ完全な方法で説明される必要がある。<sup>10</sup>

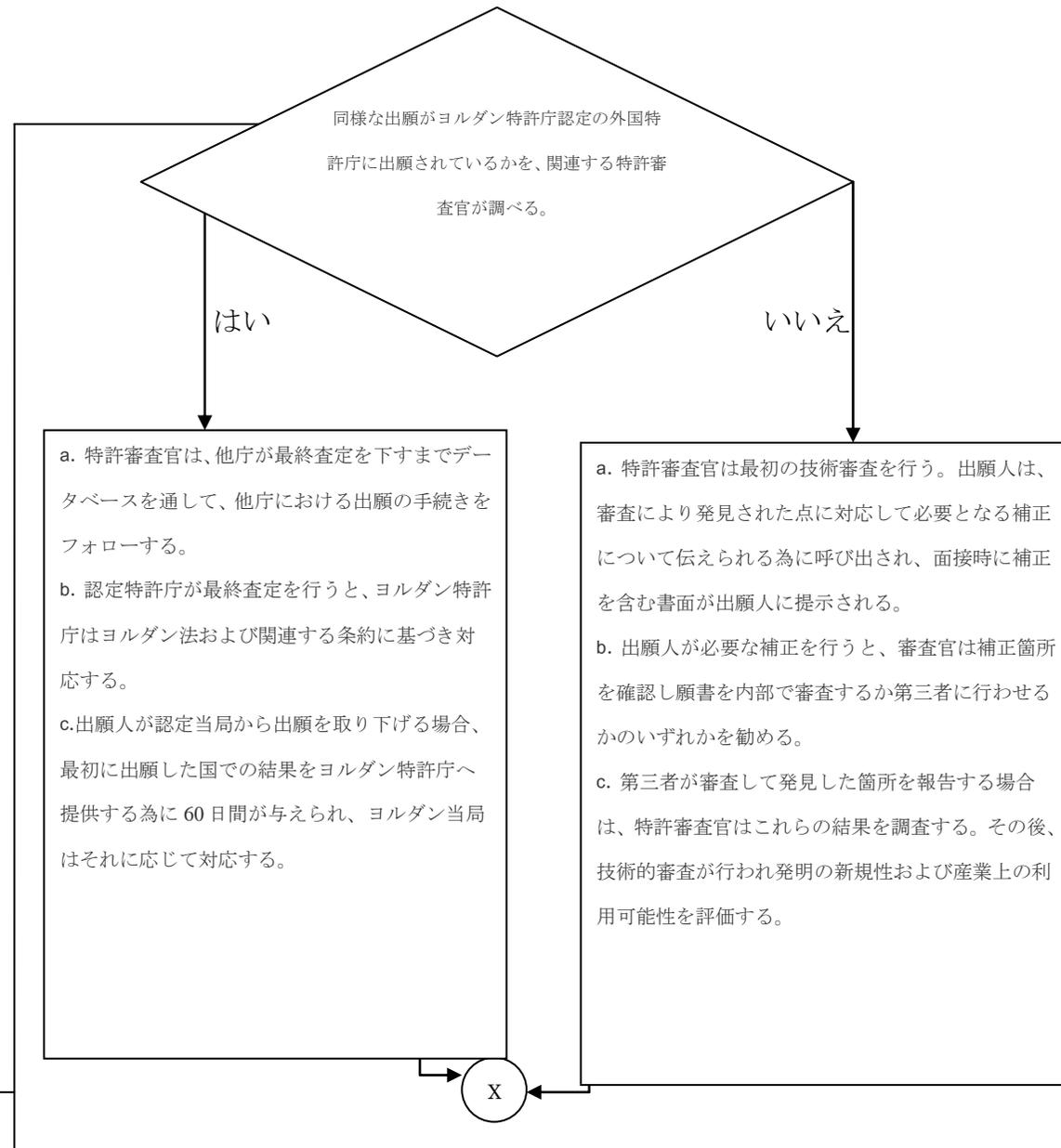
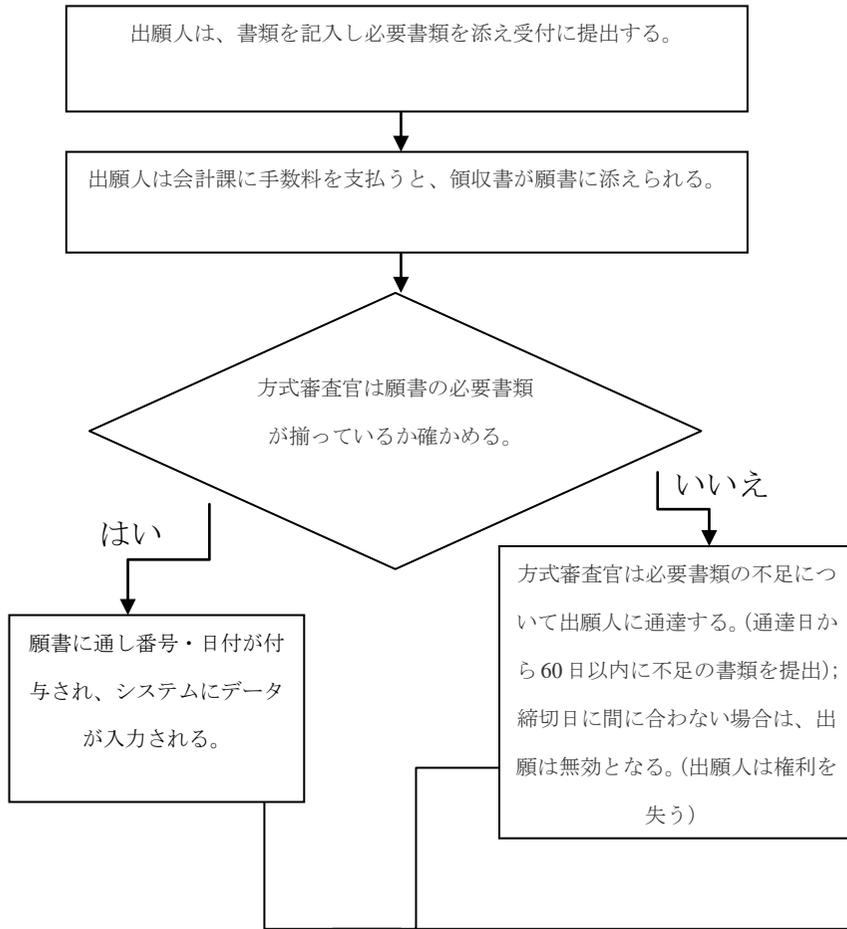
---

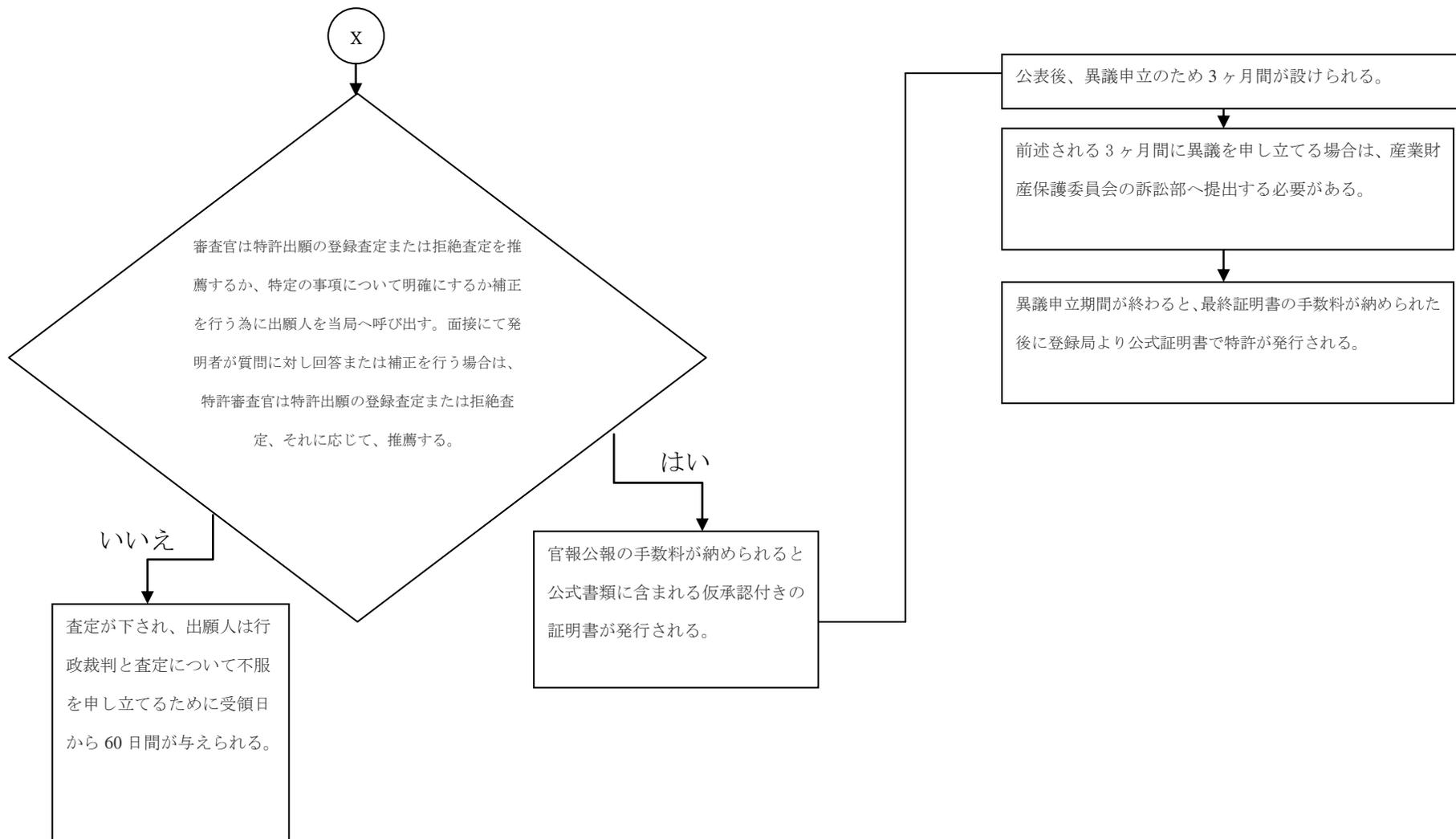
<sup>8</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 3 条

<sup>9</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 3 条

<sup>10</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 8 条(1)

### 第3章 - 特許取得の手続き





## 第4章 – 特許出願の準備

---

### 第1節 - 言語

---

特許出願は英語およびアラビア語の両方で提出される必要がある。特許出願および取得中になされた補正のアラビア語版は、特許紛争において裁判所で使える唯一の公式版である故、大変重要である。従って、完成度の高いアラビア語訳を準備し提出する事が重要となる。<sup>11</sup>アラビア語の翻訳は優先的書類および全ての公式書類において必要とされる。

### 第2節 - 特許出願の構造

---

願書には発明の名称、明細書、一つ以上のクレーム、一つ以上の図面（可能な場合）および要約を含む必要がある。願書は前述の順序で構成される。

### 第3節 - クレームを作成する際の留意点

---

クレームは保護の必須範囲を決定する。明細書および図面はクレームを解釈するにあたって使用される場合がある。クレームは明確かつ簡潔であり、明細書により十分にサポートされている必要がある。

クレーム数に応じた追加料金およびクレーム可能な数に制限はない。複数の独立するクレームは、単一の発明概念（発明の単一性が尊重されている）に関する限り許される。

#### A. 機械または装置のクレーム

ヨルダン特許法の下では機械または装置のクレームは許される。クレームは「装置」、「システム」、「機械」等に言及することができる。

#### B. 方法またはプロセスのクレーム

ヨルダン特許法の下では方法またはプロセスのクレームは許される。これらは、産業プロセス、コンピュータ実装方法または製造方法に関連する場合がある。<sup>12</sup> 外科的、治療的または診断処置方法は、これらのいずれかの方法で使用される製品を

---

<sup>11</sup> 2001 年第 97 号特許規制第 12 条

<sup>12</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 2 条

除き、特許性がないとされている点に留意する必要がある。<sup>13</sup>

### C. プロダクト・バイ・プロセスのクレーム

プロダクト・バイ・プロセスのクレームは、その製品を製造するのに用いられる方法において、製品を定義する。製造プロセスにより定義された製品のクレームは、その製品が特許性の条件を満たしている場合（すなわち記述された製品が、新規性・進歩性があり、産業上の利用可能性がある場合）に限り許される。新しい工程で生産されるという事実だけで単にその製品が新規であると言うことはできない。プロセスによる製品定義のクレームは、その製品に対するクレームとして解釈される。

## 第4節 - 明細書を作成する際の留意点

---

発明の詳しい明細書は発明の名称から始まる。その詳しい明細書は、以下を全て満たす必要がある：

- 発明の技術的または科学的分野を特定する。
- 出願人が認知しており発明を理解し調査するのに役立つ先行技術を開示する。
- 完全に理解できるように、また、発明の技術分野における当業者が実施できるように、さらに、適用できる場合は見込みある発明の効果に言及して、発明を明白な語句で開示する。
- 図面がある場合は、発明の図面の簡潔な説明を記載する。
- 可能な場合は図面に言及して、実施例を示し、発明を実施する為に発明者が知っているベストモードを記述する。
- 保護を求め、願書に特定されている新しいクレームの明確かつ詳細なリスト。

14

## 第5節 - 図面を作成する際の留意点

---

- 線が明確であり1つのパターンである。
- 図面は紙に対して垂直である。
- 図面において部分を言及する文字や数字が明確に記載されている。
- 各々の図面間には十分な余白を空けておかなければならず、同一紙に複数の図が記載される事を考慮し各図面には連続番号を付ける必要がある。<sup>15</sup>

---

<sup>13</sup> 1999 年第 32 号ヨルダン特許法第 4 条

<sup>14</sup> 2001 年第 97 号特許規制第 10 条(1)

<sup>15</sup> 2001 年第 97 号特許規制第 13 条

## 第6節 - 他の箇所を作成する際の留意点

---

要約には発明の簡潔な説明および発明的課題の要約を含み、願書書の主要な点とともに発明の技術的分野を示す必要がある。

要約は200語を上回ってはならない。

要約は出願と独立しており以下で構成されている必要がある：

1. 発明者名と出願人名(出願人が発明者と同一人物でない場合)および両者の住所。
2. 発明の技術的または科学的分野を示す明細書の要約。要約は、発明の主要用途とともに、技術的課題の明確な趣旨、および、その解決の本質を示す必要がある。
3. 発明が化学的な発明であり、必要性がある場合、願書に記載された他の化学式と比べ最善と識別できる化学式。
4. 出願人が提出した中で最も適切な設計図や図面<sup>16</sup>

## 第5章 - 特許出願の提出

---

### 第1節 - 出願場所

---

願書は産業貿易供給省/産業財産保護局/特許登録部へ提出される必要がある。

### 第2節 - 優先権主張

---

優先権は最先の出願日から12ヶ月以内に主張できる。出願人は、前記期間内に出願人もしくはその前身が出願した国家、地域または国際出願の優先権主張についての通知書を添えることができる。<sup>17</sup>

### 第3節 - 外国出願・パリルート・PCTルート

---

ヨルダンには1972年7月17日以来、工業所有権の保護に関するパリ条約のメンバーである。

ヨルダンはPCTのメンバーではない。

---

<sup>16</sup> 2001年第97号特許規制第10条(3)

<sup>17</sup> 1999年第32号ヨルダン特許法第10条

ヨルダンでは外国からの出願を受け付けている。

#### 第4節 - 費用および経費

---

項目	料金 (US\$)
特許出願	70
公開	70
登録	70
名前/出願人の登録変更	14
官報 (ページ毎)において名前/出願人の 変更の公開	70
年金	70

#### 第5節 - 特許出願に関する法律

---

発明の特許法

法律 1999 年第 32 号

官報第 4389 号 (1999 年 11 月 1 日付)

および改正:

臨時法 2001 年第 71 号

官報第 4520 号 (2001 年 12 月 2 日付)

特許規則官報第 4522 号 (2001 年 12 月 13 日付)

## 第6章 - 特許審査

---

### 第1節 - 早期審査

---

ヨルダン特許法の下では早期審査は不可能である。しかし、ヨルダンでのクレームに対応するクレームが他庁で特許されていれば、特許付与に関し積極的印象を与えることがある。これは、ヨルダン特許庁に義務を負わせるという事ではなく、また直接特許査定に至るという保証はない。

### 第2節 - オフィス・アクションに対する応答

---

オフィス・アクションに対する応答は通知を受けた日より 60 日を越える前に提出する必要がある。さもなければ、出願人は権利を失う。<sup>18</sup>

### 第3節 - 応答の作成

---

オフィス・アクションに対する応答の作成に関する特別なきまりはない。出願人は、提案された補正クレームの特許性を示しつつ補正を提出することができる。そのような補正は明細書によりサポートされる必要があり、決して出願当初の内容を超えた事項が含まれてはいけない。書面での応答が必要とされ、審査官との口頭面接は許可されていない。

### 第4節 - クレームの認可

---

以下の事項については特許取得の資格がない:

- 社会秩序または一般の道徳に対し有害となる発明。
- 人間および動植物の命と健康を保護する為、または、環境のひどい破壊を避ける為に、非利己的利用が必要である発明。
- 発見、科学理論および数学的方法。
- 人間や動物の治療に必要な診療的、治療的および外科的方法。
- 微生物以外の動植物。

---

<sup>18</sup> 2001 年第 97 号特許規制第 19 条

- 非生物学的および微生物学的方法以外の動植物再生の為の生物学的方法。<sup>19</sup>

## 第5節 - 異議申立手続き

---

ヨルダン特許法の下では異議申立手続きは許可されている。特許査定への異議申立手続きは、特許査定から3ヶ月以内にどの利害関係者でもすることができる。<sup>20</sup> 異議申立期間は、登録局を納得させるに足る理由を含む要請により、決定に従い延長される場合がある。<sup>21</sup>

## 第6節 - 特許付与

---

ヨルダン特許実務の下において、出願が特許性の条件を満たしていると実体審査で判断された場合、当局は特許査定する。出願人は、通知を受けてから60日以内に公開手数料を支払う。特許庁への異議が申し立てられない場合は、当局から特許が付与されます。そして、当局にて特許が原簿に登録され、規則に基づき出願人または代理人へ届けられます。

---

<sup>19</sup> 1999年第32号ヨルダン特許法第4条

<sup>20</sup> 1999年第32号ヨルダン特許法第14条

<sup>21</sup> 2001年第9号特許規則第25条(b)

[特許庁委託事業]  
ヨルダン・ハシェミット王国における  
特許権取得に関する制度概要調査

2016年6月 発行

[作成協力]  
Al Tamimi & Company 法律事務所

[発行・編集]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部  
TEL: +971-4-3880-601  
FAX: +971-4-3880-646  
E-Mail: dubai\_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。